

# 令和3年度 隠岐の島町若者定住集合住宅整備事業補助金の補助事業者募集要項

令和3年3月  
隠岐の島町地域振興課

隠岐の島町では、定住希望者の定住促進を目的に民間活力による良質な住宅の整備を行う方に対し、建設費等の経費の一部を下記のとおり助成します。

## 1 交付対象者

補助の対象者は、次に掲げる要件を満たす方です。

- (1) 隠岐の島町に住所を有する方、又は町内に本社若しくは主たる事業所を有する法人
- (2) 隠岐の島町税を滞納していない方

## 2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、定住を目的として本町に移住を希望するUIターン者及び定着した若者を入居対象として町内に若者定住集合住宅の建設を行う事業で、次に掲げる要件を満たす事業です。

- (1) 住宅1戸当たりの床面積が25平方メートル以上125平方メートル以下であること。
- (2) 各住戸が独立した住宅であること。
- (3) 敷地内に住戸1戸当たり普通自動車1台以上の専用駐車場が確保されていること。
- (4) 当該事業により整備する若者定住集合住宅は、10年間定住希望者に供するものであること。
- (5) 設計住宅性能評価を行ったものであること。
- (6) 町長と申請者との間に整備基本契約を締結するものであること。
- (7) 当該事業による整備に関して国、県又は町の他の住宅制度による助成を受けていないこと。
- (8) 整備を行う施工業者は、町内に本社を有する法人又は個人事業主であること。

## 3 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げる費用です。

- (1) 設計（地質調査を含む。）及び工事監理に要する費用
- (2) 建設工事（外構工事、解体処分及び造成工事を含む。）に要する費用
- (3) 建設事務費

## 4 補助金額・補助率・採択予定件数

①補助金額：住宅一戸（一世帯分）当たり上限額：400万円

②補助率：1/4

③採択予定：8戸分程度、予算の範囲内で交付します。（予算額2,000万円）

※募集予算額より多い申請があった場合は、下記の審査基準により申請内容を得点化し、予算の範囲内で得点順に補助金交付を決定しますので、申請書に適宜必要書類を添付ください。（様式自由）

### 【審査基準】

#### ①企画性

本事業補助要綱に記載した事業の趣旨を把握し、その目的を効果的に達成する内容となっているか

#### ②アイデア性、定住波及効果

隠岐の島町の魅力を活用した建築アイデアで、移住希望者や若者に訴求力があり、本町への移住・定住を促すなど、本町の定住推進に資する事業であるか。

#### ③事業実施体制

適切な事業実施体制が整備されているか。

#### ④事業費の適切性

事業の目的に照らし、費用対効果の観点も含めて、最大限の成果を期待しうる適正な事業費となっているか。

## 5 事業期間

交付決定の日から令和4年2月28日（月）まで

## 6 応募手続き

隠岐の島町若者定住集合住宅整備事業補助金交付申請書等を隠岐の島町役場地域振興課に郵送又は持参して下さい。

※申請書類は地域振興課で配布しているほか、隠岐の島町ホームページからもダウンロードできます。

## 7 募集期間

令和3年3月17日（水）～令和3年5月7日（金）15：00必着

※受付後、書類審査若しくはプレゼンテーションにより内容を審査し、結果を通知します。

## 8 その他

令和3年度当初予算の成立が前提となるので、事業を執行しない場合、又は内容等に変更が生じる場合があります。

## ●お問い合わせ・申請書提出先

隠岐の島町役場 地域振興課 定住推進係

電話08512-2-8570

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西78番地2